

楽天ペイ決済サービス利用規約

第1条 適用関係

本楽天ペイ決済サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、会員が楽天ペイ決済サービスを利用する場合に、PAY-CHORUS 利用規約とともに適用されるものとします。PAY-CHORUS 利用規約で定める定義は、本規約にも適用されるものとし、PAY-CHORUS 利用規約と本規約の内容が相反する場合、本規約の内容が優先して適用されます。

第2条 定義

本規約で使用する用語の定義は、別途定義されない限り、次のとおりです。

- (1)「楽天ペイ決済サービス」とは、楽天ペイメント社が提供する、会員と購入者との間の取引におけるコンテンツ等の代金等の決済を行うサービスをいいます。
- (2)「楽天ペイメント社」とは、楽天ペイメント株式会社をいい、PAY-CHORUS 利用規約第1章第2条(24)に定める「決済会社」に当たるものとします。
- (3)「加盟店契約」とは、新規に楽天ペイメント社の加盟店となることを希望する会員が、当社を代理人として楽天ペイメント社との間で締結する契約をいいます。
- (4)「対象サービス」とは、会員が販売又は提供するコンテンツ等のうち、楽天ペイメント社が楽天ペイ決済サービスの利用対象として認めたものをいいます。
- (5)「対象取引」とは、対象サービスに関する取引のうち、購入者が会員との間で楽天ペイ決済サービスにより支払を行うものをいいます。
- (6)「加盟店支払金」とは、加盟店契約に基づき、会員が楽天ペイ決済サービスの利用に係る対価として、楽天ペイメント社に対して支払うべき手数料をいいます。
- (7)「チャージバック」とは、加盟店契約に基づき、立替払い、ポイント利用又は楽天キャッシュの支払が取り消された場合において、会員が楽天ペイメント社に返還すべき対象取引代金相当額、並びにカード会社による会員に対する支払拒絶、債権の買い戻し等に基づく対象取引代金相当額の返金をいいます。
- (8)「加盟店支払金等」とは、加盟店支払金及びチャージバックの総称をいいます。

第3条 規約類への同意等

会員は、楽天ペイ決済サービスの利用申込みに先立ち、当社から楽天ペイメント社が定める規約類の内容及び条件について説明を受け、これを理解し同意した上で、当社が会員を代理して楽天ペイメント社に対して楽天ペイ決済サービスの利用申込みを行うことに同意するものとします。

第4条 加盟店審査等

1. 楽天ペイ決済サービスの利用を申し込む会員は、当社の定める方法に従い、以下の各号に定める情報を提出するものとし、当該情報が真実であり、正確かつ十分であることを表明し保証するものとします。
 - (1) 商号（屋号）、代表者名及び住所
 - (2) 取扱商材（許認可が必要な業種については、当該許認可の番号等、許認可の取得を示す事項）
 - (3) 楽天ペイ決済サービス利用にあたっての責任者の氏名、電子メールアドレス、電話番号その他楽天ペイメント社所定の事項
 - (4) 代金等の決済方法
 - (5) その他加盟店審査のために必要なものとして楽天ペイメント社が別途定める情報又は資料
2. 会員は、前項各号に定める事項その他当社又は楽天ペイメント社に届け出た事項について、変更が生じる場合には予め当社に対し、当社又は楽天ペイメント社所定の書面又は方法により届け出なければならないものとします。ただし、事前の届出が困難な事情がある場合には、変更後直ちに届け出るものとします。
3. 前項の届出事項のうち、代表者、取扱商材又は販売方式若しくはカードの取扱店舗の変更については、予め当社及び楽天ペイメント社の承認を得るものとします。当社及び楽天ペイメント社の承認なく変更された場合、当社及び楽天ペイメント社は、当該会員における楽天ペイ決済サービスの利用を禁止することができるものとします。

第5条 表明保証

会員は、楽天ペイ決済サービスの利用申込み時及び利用期間中、以下の各号の全てに該当することを表明し、保証するものとします。

- (1) 既に楽天ペイメント社との間で加盟店契約を締結する者でないこと
- (2) 楽天ペイメント社が別途定める禁止商材（公序良俗に反するような物品、役務を含みます。）を商品等として取扱っている者でないこと
- (3) 自己並びに自己の役員及び従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次のいずれにも該当しないこと
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (4)次に掲げる行為を現在又は過去において行っていないこと
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他上記に準ずる行為
- (5)別途楽天ペイメント社により不適切な新規加盟店希望者として指定された者でないこと
- (6)虚偽、なりすまし又は不正の申込に該当しないこと
- (7)前各号のほか、当社又は楽天ペイメント社において会員が加盟店として適当でないと合理的に判断できる事情が存しないこと

第6条 加盟店調査、管理等

1. 当社は、利用者から会員に対する苦情を受け付けた場合その他当社が必要と判断した場合には、会員の法令及び契約の遵守状況その他加盟店として適切か否かの調査を行うものとします。
2. 当社は、前項の調査の結果、会員が不適切であると判断した場合には、速やかにその旨を楽天ペイメント社に通知するとともに、当該会員に対して是正を求めるものとします。
3. 当社は、会員による決済会社規約等又は加盟店契約上の義務の不履行又は違反が生じたことを知った場合には、楽天ペイメント社に対しその旨報告の上、当該会員に対し、改善するよう指導を行うものとします。
4. 当社は、会員が次のいずれかに該当すると判断した場合、会員に対し、当該会員を指導するなど必要な協力を求めることができるものとし、会員は、これを予め了承するものとします。
 - (1)会員又は会員の従業員等の故意又は過失により当社又は楽天ペイメント社が損害を被った場合
 - (2)決済会社規約等に基づく会員の義務に違反した場合、その他加盟店規約に違反した場合
 - (3)当社又は楽天ペイメント社との間の他の契約に会員が違反した場合

- (4) 会員の信用状態に重大な変化が生じたと認められる客観的事態が発生した場合
 - (5) 利用者からの苦情等により、加盟店として適当でないと当社又は楽天ペイメント社が判断した場合
 - (6) 会員の営業内容に著しい変化があり、変化後の営業内容が公序良俗に反すると当社又は楽天ペイメント社が判断した場合
 - (7) 前各号のほか、当社又は楽天ペイメント社が必要と判断した場合
5. 会員は、当社又は楽天ペイメント社に対し、楽天ペイ決済サービスに関するセキュリティ又は利用者の利用形態の調査等に関する情報提供等について最大限の協力をするものとし、当社又は楽天ペイメント社が合理的範囲内でかかる調査結果及び情報を利用し、公表すること、並びに他の事業者等に対してこれらの情報を開示できることに合意するものとします。

第7条 包括代理権の授与

1. 会員は、当社に対し、楽天ペイ決済サービスを利用するにあたり、以下のすべての事項について、包括的に代理する権限を授与するものとします。
- (1) 楽天ペイメント社と会員との間の加盟店契約を締結する行為及びこれに付随する一切の行為（加盟店契約の締結に伴う書類その他の情報の楽天ペイメント社への提出も含みます。）
 - (2) 会員と楽天ペイメント社との間の届出、通知その他一切の連絡事項の取次ぎ（別途楽天ペイメント社が直接通知するものを除きます。）
 - (3) 楽天ペイメント社の会員に対する解除の意思表示及び自動更新の拒絶の意思表示その他の契約の終了に関する意思表示の受領（会員に対する改善指導の連絡の受領も含みます。）
 - (4) 加盟店契約に基づく楽天ペイメント社の会員に対する相殺の意思表示の受領
 - (5) 対象取引代金相当額の収納
 - (6) その他当社と会員が合意し、楽天ペイメント社が承認した事項
2. 会員は、前項において授与した包括代理権の全部又は一部を撤回することができないものとします。
3. 会員は、第1項の規定に基づき当社に授与した包括代理権の範囲内の行為について、当社が代理人として適切な行為を行わない場合等合理的な理由がある場合を除き、本人としてかかる行為を行わないものとします。

第8条 チャージバック

1. 会員は、楽天ペイ決済サービスの利用に際し、当社からチャージバック発生の通知を受けた場合、当社が定める回答期限までに意思表示（同意又は拒否）を、当社が定め

る方法により通知するものとします。なお、会員が拒否の意思表示をする場合、会員は、当社に対し、反証の証拠を書面（電磁的記録を含みます。）にて提出するものとします。

2. 会員からの回答なしに前項の回答期限を経過した場合、会員はチャージバックに同意したものとみなします。
3. 会員は、第1項の反証を行った場合であっても、必ずしもチャージバックの責任負担の要求が取り下げられるわけではないことを確認するものとします。
4. 会員は、利用契約終了後も本条に基づく義務を負うものとします。

第9条 損害賠償

会員は、楽天ペイ決済サービスに関して、加盟店支払金等、返金、支払取消し、楽天ポイント又は楽天キャッシュの支払取消額、利用者対応費用、調査対応費用その他会員の行為、違反、不備又は会員に関する事情に起因して当社又は楽天ペイメント社が負担した一切の金銭、費用、損害及び合理的な弁護士費用を負担するものとし、当社の請求に従い直ちに支払うものとします。

第10条 販促活動

会員は、楽天ペイメント社が実施する楽天ペイ決済サービスの利用促進にかかるキャンペーン等の販促活動に協力するものとします。

決済会社規約等

アライアンス加盟店用 楽天ペイ（オンライン決済）利用規約

https://checkout.rakuten.co.jp/biz/terms/pdf/Rakuten_Checkout_terms_of_service_Aliance.pdf

楽天ペイ（オンライン決済）導入ガイド

<https://rak.app.box.com/s/i0961o47m1lk2xx6wrstw1lep0ybk7p>

以上

附則

2026年6月1日制定・施行